

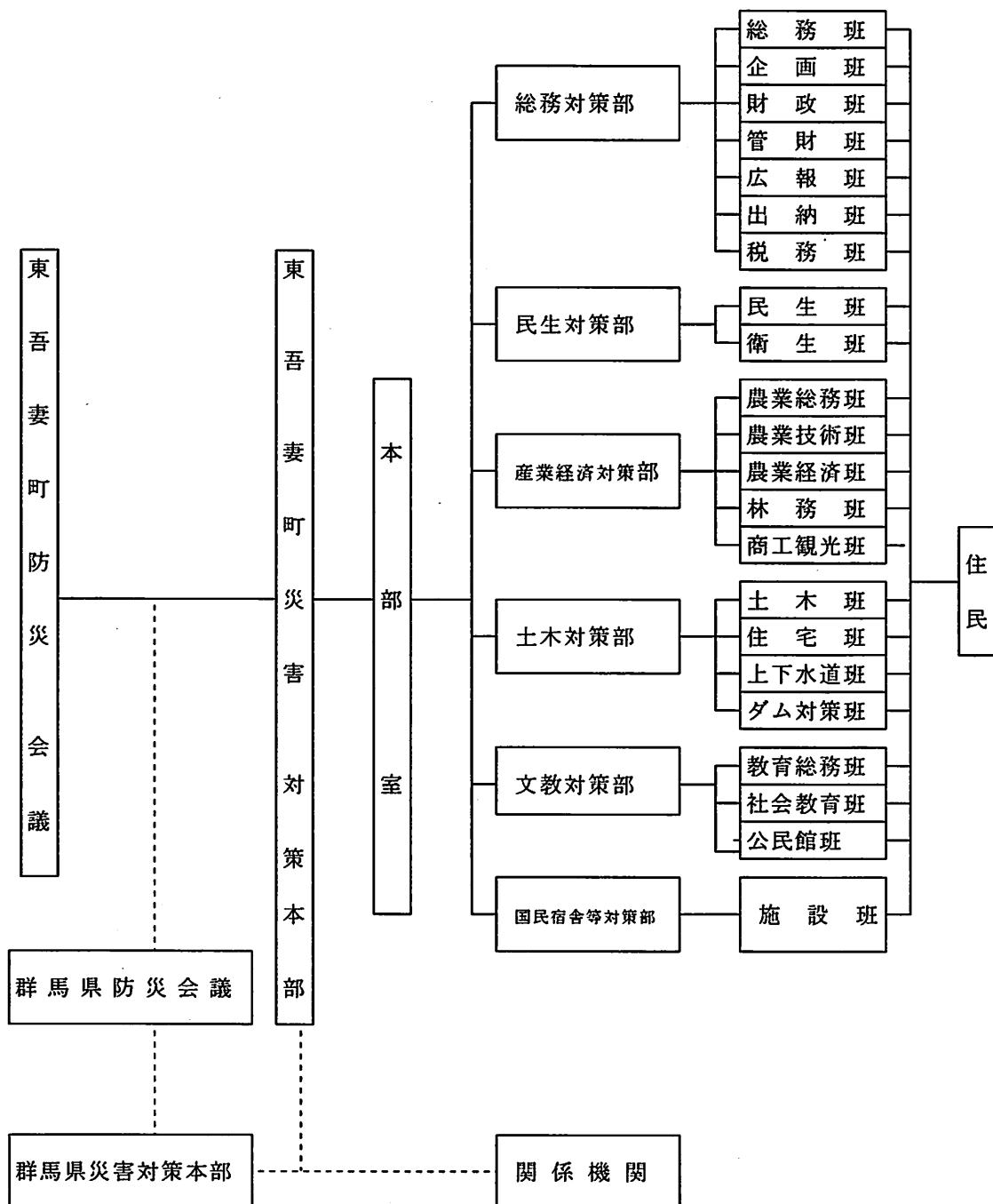
第3章 災害応急対策計画

第1節 組織計画

東吾妻町灾害対策本部（以下「災害対策本部」という。）の編成及び組織等は「東吾妻町灾害対策本部条例」並びに本計画の定めるところによる。

1 東吾妻町灾害対策本部

(1) 系統



(2) 設置基準

災害が発生し、又は災害が発生する恐れがある場合において、防災の推進を図るために必要があると町長が認めたとき、災害対策本部を設置するものとする。

(3) 廃止基準

災害の恐れがなくなり、災害発生後における応急対策が概ね完了したと災害対策本部長が認めるとき、災害対策本部を廃止するものとする。

(4) 設置場所

災害対策本部は東吾妻町役場内に設置する。なお激甚災害等により、役場内に災害対策本部を設置できない場合には、岩槻ふれあいの郷施設内に設置するものとする。

(5) 自衛隊連絡室の設置

町は、群馬県知事に対し自衛隊の応援要請を要請したときは、自衛隊との情報交換を迅速、的確に行うとともに、自衛隊の活動などが適切に実施されるよう、必要に応じ同本部内に自衛隊幹部が常駐する自衛隊連絡室を設置し、災害対策本部と自衛隊の連絡を強化するするものとする。

(6) 災害対策本部の組織編成

本 部 室		
本 部 長	町 長	
副 本 部 長	副町長	
本 部 員	会計管理者	ダム対策課長
	教育長	上下水道課長
	生活環境課長	住民課長
	総務課長	会計課長
	企画課長	東支所長
	税務課長	議会事務局長
	保健福祉課長	桔梗館長
	産業課長	いわびつ荘施設長
	建設課長	岩槻ふれあいの郷施設長
	学校教育課長	吾妻荘支配人
	社会教育課長	
	中央公民館長	
本部連絡員	生活環境課員、総務課員	

(7) 本部長の職務代理

本部長が事故等により、その職務を遂行できないときは、副本部長がその職務を代理する。

(8) 本部員の職務代理

本部員が事故等により、その職務を遂行できないときは、当該本部員が予め指定した者がその職務を代理することとし、職務代理の順位は、当該本部員が予め指定した順位とする。

(9) 本部室

本部室は、災害応急対策に関する基本方針、その他重要事項をつかさどるものとする。

(10) 本部連絡員等

ア 本部長は災害対策本部に本部連絡員若干名を配置する。

イ 本部連絡員は本部長の命を受けて各部相互間の連絡及び各種の情報収集の事務を担当する。

(11) 本部室、各部の連絡方法

本部室と各部との連絡は、本部連絡員を通じて行うものとする。

(12) 関係機関に対する要請等

本部長は、災害の状況に応じ、関係機関に対して必要な措置を講ずるよう協力を要請し、または本部と当該機関との連絡のための職員の派遣を要請するものとする。

(13) 本部の各部長及び事務分掌

部 名 (部長担当職)	班 名 (班長)	分 堂 事 務
総務対策部 (部長) ・生活環境 課長	総務班 (生活環境課 課長補佐)	1 本部長の指示又は指令等に関する事項。 2 各部の連絡調整に関する事項。 3 防災会議との連絡に関する事項。 4 職員の動員及び配置人員の調整に関する事項。 5 関係機関との連絡調整及び派遣要請に関する事項。 6 自衛隊の派遣及びその他関係機関への要請連絡に関する事項。 7 交通安全対策の連絡調整に関する事項。 8 交通状況の調査に関する事項。 9 交通の確保、指示及び制限に関する事項。 10 災害応急措置関係予算に関する事項。 11 消防団の連絡調整に関する事項。 12 防災行政無線に関する事項。 13 人命救助及び避難・誘導に関する事項。 14 町民からの災害に関する相談。 15 公害防止対策に関する事項。 16 ごみ、し尿の処理に関する事項。 17 その他各部に属しない事項。
総務課長 企画課長 税務課長 東支所長 議会事務局長 会計課長	企画班 (企画課 課長補佐)	1 災害情報の収集、伝達報告に関する事項。 2 被害状況の調整に関する事項。 3 被害状況の報告に関する事項。 4 各部との連絡調整に関する事項。
	財政班 (総務課 課長補佐)	1 災害応急措置関係予算に関する事項。
	管財班 (総務課 課長補佐)	1 被害町有施設の調査及び応急措置に関する事項。 2 その他本部の事務に必要な施設の整備に関する事項。
	広報班 (総務課 課長補佐)	1 気象情報の受信及び伝達に関する事項。 2 災害の発表報道及び啓発宣伝に関する事項。 3 災害記録写真の撮影及び各種資料の収集に関する事項。
	税務班 (税務課 課長補佐)	1 住宅、非住宅等災害情報の収集に関する事項。 2 被災納税者の調査、徴収猶予及び減免に関する事項。
	出納班 (会計課 課長補佐)	1 義援金品の受付保管に関する事項。 2 災害弔慰金及び災害援護資金の貸付指導に関する事項。 3 住宅金融公庫の特別融資に関する事項。 4 災害関係の経理に関する事項。
民生対策部 (部長) 保健福祉課長	民生班 (保健福祉課 課長補佐)	1 災害救助の総合調整に関する事項。 2 関係機関に対する報告又は連絡に関する事項。 3 救護施設の管理又は使用に関する事項。 4 救護物資の供給確保に関する事項。 5 救助物資の、保管及び受払に関する事項。 6 生活必需品の需給に関する事項。 7 生活必需品関係業者との連絡に関する事項。 8 墓地、埋火葬に関する事項。 9 保育所児童の避難誘導に関する事項。 10 保育所施設の被害の応急措置に関する事項。 11 外国人に関する事項。
(副部長) 住民課長 いわゆり荘施設長		

		<p>12 災害義援金品の募集配分に関すること。</p> <p>13 ボランティア活動の支援、推進に関すること。</p> <p>14 寝たきり老人の避難誘導に関すること。</p> <p>15 生活福祉資金の貸付指導に関すること。</p> <p>16 社会福祉施設入所者の避難誘導に関すること。</p> <p>17 社会福祉施設の災害対策、被害調査及び応急措置に関すること。</p> <p>18 日赤奉仕団の要請に関すること。</p>
	衛生班 (保健福祉課 課長補佐)	<p>1 衛生環境関係災害情報の収集に関すること。</p> <p>2 救護班の編成に関すること。</p> <p>3 医療関係者の動員に関すること。</p> <p>4 食品衛生に関すること。</p> <p>5 感染症等の防疫業務に関すること。</p> <p>6 防疫薬品及び資材の調達供給に関すること。</p> <p>7 救急薬品等の供給確保に関すること。</p> <p>8 災害時における医療、助産に関すること。</p>
産業経済 対策部 (部長) 産業課長	農業総務班 (産業課 課長補佐)	<p>1 農林関係災害情報の収集に関すること。</p> <p>2 関係機関に対する報告又は連絡に関すること。</p> <p>3 農作物及び農業用施設の被害調査に関すること。</p> <p>4 部内の連絡、調整に関すること。</p>
	農業技術班 (産業課 土地改良係長)	<p>1 被害農作物の応急措置に関すること。</p> <p>2 被災農地及び農業用施設の応急措置に関すること。</p> <p>3 被害農作物農薬及び肥料の供給指導に関すること。</p> <p>4 被災園芸、農産物及び特産物の応急措置に関すること。</p> <p>5 家畜の防疫、診断、畜産施設の応急措置に関すること。</p> <p>6 災害時における飼料の供給に関すること。</p>
	農業経済班 (産業課 農林振興係長)	<p>1 農作物及び農業用施設被害に対する助成並びに金融措置に関すること。</p> <p>2 応急食糧等の調達、配給等に関すること。</p> <p>3 林業関係災害対策及び被害調査に関すること。</p> <p>4 町有林の灾害対策及び被害調査に関すること。</p>
	商工観光班 (産業課 課長補佐)	<p>1 商工、鉱工業の災害対策及び被害調査に関すること。</p> <p>2 被災中小企業に対する金融措置に関すること。</p> <p>3 生活必需品関係業者との連絡に関すること。</p> <p>4 災害救助に係る労務者の確保に関すること。</p> <p>5 被災者の就職の斡旋等に関すること。</p> <p>6 観光施設の災害対策及び被害調査に関すること。</p> <p>7 関係機関に対する報告及び連絡に関すること。</p>
土木対策部 (部長) 建設課長 (副部長) 上下水道課長 ダム対策課長	土木班 (建設課 課長補佐)	<p>1 土木関係災害情報の収集に関すること。</p> <p>2 関係機関に対する報告又は連絡に関すること。</p> <p>3 河川情報の収集その他水害予防に関すること。</p> <p>4 道路及び橋りょうの災害応急復旧に関すること。</p> <p>5 急傾斜地崩壊防止施設の応急措置に関すること。</p> <p>6 災害町営住宅に関すること。</p> <p>7 被害林道その他施設の応急修理及びその指導。</p> <p>8 山崩れ及び治山施設等の応急措置に関すること。</p>
	住宅班 (建設課 課長補佐)	<p>1 町営住宅の災害対策及び被害対策に関すること。</p> <p>2 被害建築物の調査に関すること。</p> <p>3 被害建築物の応急措置に関すること。</p>
	上下水道班 (上下水道課 課長補佐)	<p>1 飲料水の確保及び供給に関すること。</p> <p>2 上下水道施設の被害調査に関すること。</p> <p>3 被害上下水道施設の応急措置に関すること。</p>
	ダム対策班 (ダム対策課 課長補佐)	<p>1 ダム関連工事の災害情報の収集に関すること。</p> <p>2 関係機関に対する報告又は連絡に関すること。</p>
文教対策部	教育総務班	1 教育関係災害情報の収集に関すること。

(部長) 教育長 (副部長) 学校教育課長 社会教育課長 中央公民館長	(学校教育課 課長補佐)	2 関係機関に対する報告又は連絡に関すること。 3 教育関係施設の被害応急措置に関すること。 4 幼稚園、小学校及び中学校の園児、児童生徒の避難等の指導に関すること。 5 災害時における児童生徒の応急教育に関すること。 6 災害時における学校給食に関すること。 7 教育関係義援金品の受付、配分に関すること。 8 関係機関に対する報告及び連絡に関すること。
	社会教育班 (社会教育課 課長補佐)	1 社会教育施設の災害対策及び被害調査に関すること。 2 文化財の被害状況に関すること。 3 婦人会等の協力要請に関すること。
	公民館班	1 関係機関に対する報告及び連絡に関すること。
国民宿舎等 対策部 (部長) 岩櫃ふれあい の郷施設長 (副部長) 吾妻荘支配人 桔梗館長	施設班 (施設長代理)	1 国民宿舎及び温泉施設の災害対策、被害対策に関するこ と。 2 国民宿舎宿泊客の避難誘導に関すること。 3 温泉施設利用客の避難誘導に関すること。 4 国民宿舎等施設被害の応急措置に関すること。
備 考	本部長は、必要に応じこれらの部に準じ協力部を設置できる。	

2 小災害の場合の組織、編成、事務分掌

災害対策本部を設置するに至らない災害発生時に対しては、その規模、実態に応じて災害対策本部の組織、編成、事務分掌の例に準じて適宜計画するものとするが、その概要は次のとおりである。

(1) 警戒本部の設置

ア 警報の発令等により災害情報の収集など警戒体制を必要とした場合、生活環境課長及び災害関係課長協議のうえ、必要に応じ警戒本部を設置する。

イ 警戒本部の組織、編成については生活環境課長及び災害関係課長協議のうえ、必要最小限の所要人員をもって対処するものとし、主として情報収集、関係機関との連絡調整、その他所要の警戒措置を行う。

(2) 小災害における配置の場合

災害の種別により判断し、最も被害の多い関係課を主体とし対処する。

3 関係機関への通報

災害対策本部及び警戒本部が設置されたときは、直ちに関係機関にその旨通報するものとする。なお、廃止された時も同様とする。

第2節 動員計画

災害対策のための動員は、本計画に定めるところによる。

1 災害対策本部設置前の警戒配備

各部長は、災害対策本部設置前においても常に気象状況その他の災害現象に注意し、災害発生に対処できるよう体制を整えておくものとする。

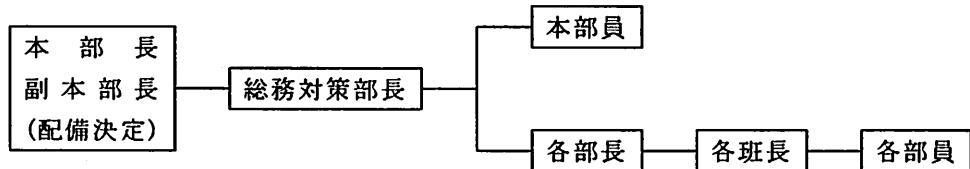
2 災害が発生することが予想される場合の配備体制基準

配 備	状 况	配 備 体 制
初期動員	警報、地震情報等が発令又は伝達され災害が発生する恐れが認められるなど警戒体制を取る必要があるとき。	本部設置前の警戒体制とし、情報収集活動等が円滑に行い得る必要最小限度の配備をする。 (原則として全職員の10%)
1号動員	小規模の災害が発生し、または発生する恐れが認められるとき。	原則として本部設置の配備体制とし、各部の必要人員をもって、小規模災害に対処し得る体制とする。 (原則として全職員の25%)
2号動員	中規模の被害が発生し、または発生する恐れが認められるとき。	本部を設置し、中規模災害に対処し得る体制とする。 (原則として全職員の50%)
3号動員	大規模な災害が発生し、または発生する恐れが認められるとき。	本部を設置し、大規模災害に対処し得る体制とする。 (全職員)

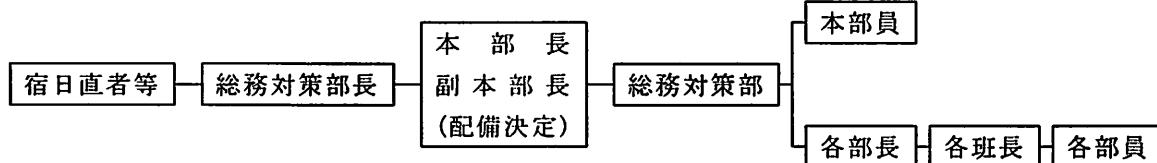
3 動員の系統と伝達

職員の動員は、本部長の配備決定に基づき、次の系統で伝達し動員するものとする。

ア 勤務時間中における動員



イ 勤務時間外における動員



4 動員の方法

(1) 本部及び各部

動員を要する各部は、動員職員の動員順位、及び連絡の方法について具体的に計画しておく。

(2) 動員の伝達

動員の伝達は、東吾妻町防災行政無線、一般加入電話およびラジオ、テレビ等を通じて行う。

(3) 登庁場所

動員の伝達を受けた職員は、東吾妻町役場に登庁するものとする。ただし、所属長の指示があるときは、その指示に従う。

(4) 登庁の方法

登庁にあたっては、被害の状況、道路状況等を適切に判断し、通常の通勤手段の他、徒歩あるいは自転車、オートバイ等の活用に配慮する。

(5) 登庁時の留意事項

登庁にあたっては、事故防止に十分注意するとともに、登庁途上における被害等の状況を把握し、登庁後直ちに災害対策本部（総務部）に報告する。

(6) 登庁の免除等

ア 災害により、本人又は家族が怪我を負い、あるいは住居が損壊するなど自らが被災した場合には、所属長に対しその旨を報告し、登庁の免除を受ける。

イ 東吾妻町役場に登庁する事ができない場合には、所属長にその旨を報告し、登庁可能になるまでの間、地域の自主防災活動に従事する。

5 勤員数

各班の職員数、及び配備体制の基準に応じた勤員人数は次のとおりとする。

部 名	課 名	人 員	初 期 動 員	1 号 動 員	2 号 動 員	3 号 動 員	動 員 責 任 者
総務対策部	生活環境課	6	3	6	6	6	生活環境課長
	総務課	16	3	8	10	16	総務課長
	企画課	9	1	3	5	9	企画課長
	税務課	11	1	1	6	11	税務課長
	議会事務局	3	1	1	2	3	事務局長
	東支所	14	1	3	7	14	支所長
	会計課	5	1	1	2	5	会計課長
民生対策部	保健福祉課	19	1	4	9	19	保健福祉課長
	住民課	16	1	4	8	16	住民課長
	いわびつ荘	20	1	1	3	3	施設長
産業経済 対策部	産業課	12	1	3	6	12	産業課長
	農業委員会	2	0	1	1	2	"
土木対策部	建設課	15	1	3	7	15	建設課長
	上下水道課	13	1	4	6	13	上下水道課長
	ダム対策課	5	1	1	2	5	ダム対策課長
文教対策部	学校教育課	7	1	2	3	7	学校教育課長
	社会教育課	6	1	2	3	6	社会教育課長
	中央公民館	3	1	1	1	3	中央公民館長
国民宿舎等 対策部	岩櫃ふれあいの郷	7	1	2	3	7	施設長
	榛名吾妻荘	2	1	1	1	2	支配人
	桔梗館	2	1	1	1	2	館長
合 計		193	24	53	91	193	

6 職員の派遣

(1) 町長は、災害応急対策実施のため職員の派遣を求める必要のあるときは、地方自治法第25条の17、もしくは災害対策基本法第29条第2項の規定に基づき行うものとし、又は職員の派遣の斡旋を求める必要があるときは、災害対策基本法第30条の規定に基づいて行うものとする。

(2) 派遣職員の取扱いについては災害対策基本法、地方自治法、群馬県の給与に関する条例その他法令の定めるところによるものとする。

※ 国からの派遣を受けた職員に対する給与及び経費の負担は次のとおりである。

給与等の種別	給与等支払	経費負担
俸給 俸給の特別調整額 初任給調整手当 扶養手当 調整手当 住居手当 研究員調整手当 特地勤務手当（これに準ずる手当含む） 期末手当 勤勉手当 寒冷地手当 共済制度に係る国の負担 公務災害補償またはこれらに相当するもの	国 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃	国が派遣職員に対して支給した額、及び国が負担した負担金のうち派遣職員の額について、派遣を受けた町がこれを支給する。
退職手当 退職年金・退職一時金 共済制度による給付	国 〃 〃	国において負担する。
通勤手当 単身赴任手当 特殊勤務手当 時間外勤務手当 休日勤務手当 夜間勤務手当 宿日直手当 管理職員特別勤務手当 義務教育職員特別手当、定時制通信教育手当産業教育手当又はこれらに相当するもの 旅費 災害派遣手当	町 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃	町が負担する。

※ 県・市町村から派遣を受けた職員に対する給与及び経費の負担は次のとおりである。

給与等の種別	給与等支払者	経費負担
給料 手当（退職手当を除く） 旅費	派遣を受けた町が支給する。	左に同じ。
退職手当 退職年金・退職一時金	派遣した指定地方行政機関が支給する。	左に同じ。

第3節 公共的団体等の活用計画

災害時において、公共的団体等の組織による奉仕団の編成及び活動は次によるものとする。

1 奉仕団の種別、編成

- (1) 奉仕団はおおむね次の団体で構成するものとする。
 - ア 地域（行政区等）
 - イ 婦人会
- (2) 奉仕団の編成は、各団体別に編成するものとする。

2 奉仕団の活動内容

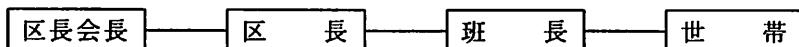
- (1) 炊き出しその他災害救助の応援
- (2) 簡易な清掃作業
- (3) 簡易な防疫作業
- (4) 災害対策用物資の輸送及び配分
- (5) その他軽易な作業及び事務

3 奉仕団の動員

奉仕団の動員は、奉仕団の属するそれぞれの機関において行うものとする。

なお、町における動員は次のとおりとする。

- (1) 地域（行政区等） → 総務課



- (2) 婦人会 → 社会教育課



第4節 気象注意報・警報等の伝達計画

気象業務法等関係法令に基づき発表される注意報・警報並びに地震、火山情報の伝達・周知方法は本計画で定めるものとする。

1 気象注意報・警報等の伝達体制の整備

(1) 体制の整備

町は、気象注意報・警報等の伝達が迅速かつ的確に行われるよう、伝達体制を平常時から整備するものとする。

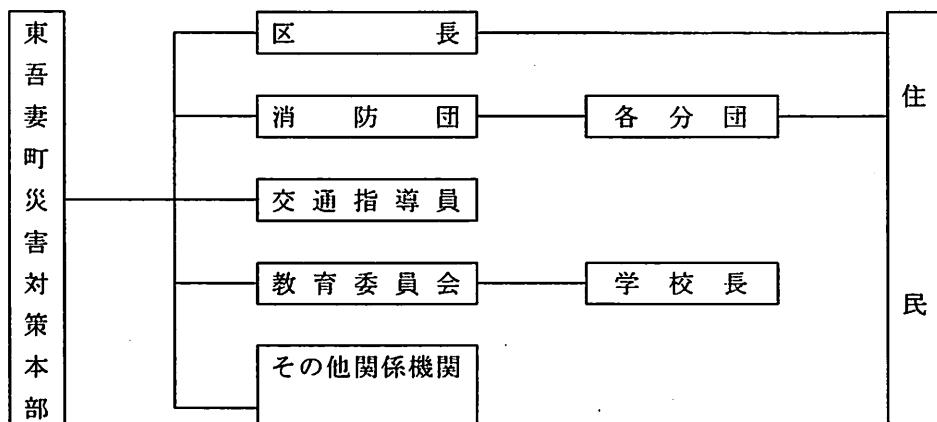
(2) 気象注意報・警報等の伝達責任者

ア 勤務時間中 生活環境課長

イ 勤務時間外 宿日直者

宿日直者は、警報等を受領したときは、町長及び関係課長に直ちに連絡する。

(3) 伝達系統図



※ 災害対策本部を設置しない場合は、生活環境課において取り扱うものとする。

2 気象注意報・警報等の発表基準及び通報伝達等

(1) 注意報・警報の種類及び発表基準

種類			発表基準		
注意報	気象注意報	風雪注意報	平均風速がおおむね毎秒13メートルをこえ、雪を伴い被害が予想される場合。		
		強風注意報	平均風速がおおむね毎秒13メートルをこえ、主として強風による被害が予想される場合。		
		大雨注意報	かなりの降雨があつて被害が予想される場合。 次のいずれかをこえると予想される場合。		
			1時間雨量	3時間雨量	24時間雨量
			30mm	60mm	80mm
		大雪注意報	大雪によって被害が予想される場合。 24時間の降雪の深さが平地で10cm、山地で40cmを越えると予想される場合。		
		低温注意報	低温のため、農作物に著しい被害が予想される場合。 冬季：最低気温が-6℃以下と予想される場合。		
		濃霧注意報	濃霧のため、交通機関等に著しい支障を及ぼす恐れのある場合。 視程が100m以下になると予想される場合。		
		雷注意報	落雷等により被害が予想される場合。		
		乾燥注意報	空気が乾燥し、火災の危険が大きいと予想される場合。 最小湿度が25%以下で、実効湿度が50%以下になると予想される場合。		
※1 地面	地 面 注 意 報	なだれ	なだれが発生して被害があると予想される場合。 次の条件に該当する場合。		
			1. 積雪があつて、24時間の降雪の深さが30cm以上 上のとき。 2. 積雪50cm以上で、日平均気温が5℃以上、または 日雨量が15mm以上の場合。		
		着氷（雪） 注 意 報	着氷（雪）が著しく、通信線や送電線等の被害が予想される場合。		
※1 浸水	浸水注意報	霜注意報	早霜、晩霜等により、農作物に著しい被害が予想される場合。晩霜期に最低気温が+3℃以下と予想される場合。		
		地面現象 注 意 報	大雨、大雪等による山くずれ、地すべり等により被害が起こる恐れがあると予想される場合。		
		洪水注意報	大雨、長雨、融雪等の現象により、低い土地、田畠等が浸水し、若しくは冠水し、又は下水道が溢水し、若しくは氾濫する等によって被害が起こる恐れがあると予想される場合。		
		洪水注意報	大雨、長雨、融雪等の現象により河川の水が増し、そのため河川の堤防、ダムに損傷を与える等によって災害が起こる恐れがあると予想される場合。 次のいずれかをこえると予想される場合。		
			1時間雨量	3時間雨量	24時間雨量
			30mm	60mm	80mm

警報	気象警報	暴風警報	平均風速がおおむね毎秒18メートルをこえ、重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。					
		暴風雪警報	平均風速がおおむね毎秒18メートルをこえ、雪を伴い重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。					
		大雨警報	大雨によって重大な災害が起こる恐れがあると予想される場合。 次のいずれかをこえると予想される場合。 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <th>1時間雨量</th> <th>3時間雨量</th> <th>24時間雨量</th> </tr> <tr> <td>80mm 但し総雨量 130mm</td> <td>120mm</td> <td>200mm</td> </tr> </table>	1時間雨量	3時間雨量	24時間雨量	80mm 但し総雨量 130mm	120mm
1時間雨量	3時間雨量	24時間雨量						
80mm 但し総雨量 130mm	120mm	200mm						
	大雪警報	大雪によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。 24時間の降雪の深さが平地で30cm、ただし、山地では100cmを超えると予想される場合。						
※1 地面	現象 警報	大雨、大雪等による山くずれ、地すべり等により重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。						
※1 浸水	警報	大雨、長雨、融雪等の現象により、低い土地、田畠等に浸水し、若しくは冠水し、又は下水道が溢水し、若しくは氾濫する等によって重大な災害が起こる恐れがあると予想される場合。						
洪水警報	洪水警報	大雨、長雨、融雪等の現象により河川の水が増し、そのため河川の堤防、ダムに損傷を与える等によって重大な災害が起こる恐れがあると予想される場合に行う。 次のいずれかをこえると予想される場合。 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <th>1時間雨量</th> <th>3時間雨量</th> <th>24時間雨量</th> </tr> <tr> <td>80mm 但し総雨量 130mm</td> <td>120mm</td> <td>200mm</td> </tr> </table>	1時間雨量	3時間雨量	24時間雨量	80mm 但し総雨量 130mm	120mm	200mm
1時間雨量	3時間雨量	24時間雨量						
80mm 但し総雨量 130mm	120mm	200mm						

注) ※1の注意報・警報は、標題を出さないで気象注意報・警報に含める。

3 気象業務法に基づく県気象情報

前橋地方気象台は、台風その他の異常気象について、注意報・警報の情報価値を高めるため必要に応じ「県気象情報」を発表するものとする。

4 消防法に基づく火災気象通報

- (1) 前橋地方気象台は、気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、消防法第22条第1項の規定に基づき当該状況を県（消防防災課）に通報するものとする。
- (2) 火災気象通報は、次のいずれかの条件に該当したときに行うものとする。
 - ア 実効湿度が50%以下で最小湿度が25%以下になる見込みのとき。（乾燥注意報の発表基準と同じ。）
 - イ 平均風速が13m/s以上になる見込みのとき。（強風注意報の発表基準と同じ。ただし降雨、降雪中又はまもなく降り出すと予想されるときは通報しないことがある。）
 - ウ 実効湿度が60%以下で最小湿度が35%以下になり、平均風速が8m/s以上になる見込みのとき。

- (3) 火災気象通報は、注意報・警報の地域区分に従い、県の「全域」、「南部」及び「北部」の区分により行うものとする。

5 消防法に基づく火災警報

町は、火災気象通報を受けたとき又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、消防法第22条第3項の規定に基づき、必要に応じ火災警報を発するものである。

6 水防法に基づく洪水予報・洪水警報

(群馬県水防計画の定めるところによる。)

7 気象業務法、災害対策基本法に基づく土砂災害警戒情報

- (1) 土砂災害警戒情報は、大雨警報が発表されている際、土砂災害発生の危険性が高まったときに、市町長が防災活動や住民等への避難勧告等の災害応急対応を適時適切に行うための支援と住民の自主避難の判断等にも利用できることを目的として、気象業務法、災害対策基本法に基づき、前橋地方気象台と群馬県県土整備局砂防課が共同で作成・発表する情報である。
- (2) 大雨警報が発表されている際、土砂災害の発生が予想される場合、雨量が土砂災害警戒避難雨量を超過すると予想される場合に発表する。
- (3) 土砂災害警戒情報の発表区分は、市町村単位（38区分）とする。
- (4) 土砂災害警戒情報は、大雨警報を解説する気象情報の一つとして、大雨警報の伝達先と同じ関係機関に伝達する。
- (5) 土砂災害警戒情報は、大雨による土砂災害の危険度を、降雨に基づいて判定し、発表するもので、個々の急傾斜地等における植生・地質・風化の程度等の特性や地下水の流動等を反映したものではない。したがって、土砂災害警戒情報の利用にあたっては、個別の災害発生箇所・時間・規模等を詳細に特定するものではないことに留意する必要がある。また、土砂災害警戒情報の発表対象をする土砂災害は、技術的に予知・予測が可能である表層崩壊等による土砂災害のうち土石流や集中的に発生する急傾斜地の崩壊とし、技術的に予知・予測が困難である斜面の深層崩壊、山体の崩壊、地すべり等については発表対象とするものではないことに留意する。

そのため、市町村が行う避難勧告等の発令に当たっては、土砂災害警戒情報を参考にしつつ、周辺の渓流・斜面の状況や気象状況等も合わせて総合的に判断する必要がある。

8 町における措置

町長は、県及びNTT等関係機関から警報等の伝達を受けたとき、又はテレビ、ラジオ放送などにより警報等が発せられていることを知ったときは、次の措置等その対策をすみやかに実施するものとする。

- ア 関係機関と緊密に連絡をとるほか、テレビ、ラジオ放送には特に注意し適切な情報の把握に努め、その対策に万全を期する。
- イ 県消防防災課長から火災気象通報の伝達を受けたときは、消防本部と密接な情報交換を行い、地域の条件を考慮のうえ火災警報を発令する。なお、火災警報を発令したときは消防計画の定めるところにより必要な措置をとる。
- ウ 警報等を住民及び関係者に徹底するにあたり、必要があると認めるときは、予想される災害の事態及びこれに対してとるべき措置についても警告する。
- エ 警報等を住民及び関係者に周知するにあたっては、おおむね次の方法によりすみやかに行う。

- ① 防災行政無線による広報
- ② 広報車等による広報
- ③ サイレン、警鐘等による方法
- ④ 伝達組織等を通じた方法

9 火山情報の発表基準及び通報伝達等

(1) 火山情報の種類及び発表基準

種類	発表基準
緊急火山情報	<p>火山現象による災害から、人の生命及び身体を保護するため、次の各号の一に該当し、必要と認めるときに発表する。</p> <p>1 火山の噴火に伴う溶岩、噴石、火山れき、強酸性の湧水、有毒ガス等の噴出により直接人体に被害が生じ、又は生ずる恐れがある場合。</p> <p>2 火山の噴火に伴う、溶岩、噴石、降灰等により、人が居住し、又は滞在する建物等に損害を受け、そのため人体に被害が生じ、又は生ずる恐れがある場合。</p> <p>3 火碎流、溶岩流、泥流を伴う火山噴火により、人体に被害を生じ、又は生ずる恐れがある場合。</p> <p>4 前各号のほか、火山性地震、地殻変動、その他の火山現象の推移により人体に被害が生じ、又は生ずる恐れがある場合。</p>
臨時火山情報	<p>火山現象による災害について防災上の注意を喚起するため、次の各号の一つに該当し、必要と認めるときに発表する。</p> <p>1 火山現象について異常を認めた場合。</p> <p>2 市町村長から火山に関する異常な現象の通報を受けた場合。</p> <p>3 国土交通省の機関、その他の機関から火山に関する異常な現象の情報を入手した場合。</p>
火山観測情報	臨時火山情報又は緊急火山情報の補完、その他火山活動の状態の変化等を周知する必要があると認めるときに発表する。

(2) 町における措置

2-(2)に準じ、所要の事前措置をとるものとする。

10 異常現象発見時の措置

災害対策基本法第54条第1項の規定に基づき災害が発生するおそれがある異常な現象(以下「異常現象」という。)を発見した者は、次により関係機関に通報するものとする。

(1) 発見者の通報

異常現象を発見した者は、直ちに町長又は、警察官に通報する。

(2) 警察官の通報

警察官は異常現象を発見し又は通報を受けた場合は、すみやかに町長に通報する。

(3) 町長の通報

上記(1)及び(2)等により異常現象を承知した町長は、直ちに次の機関に通報又は連絡する。

ア 前橋地方気象台

イ 県消防防災課、行政事務所、その他異常現象に關係のある県関係機関

ウ 必要に応じ異常現象に關係のある隣接市町村

(4) 通報を要する異常現象

ア 著しく異常な気象現象

強い突風、竜巻、強い降ひょう、激しい雷雨、河川の著しい増水等

イ 火山現象

- ① 噴火（爆発、溶岩流、泥流、軽石流、火碎流等）及びそれに伴う降灰等
- ② 火山地域での火映、鳴動の発生及び地震の群発
- ③ 火山地域での山崩れ、地割れ、地盤の上昇、沈下、陥没等の地形変化
- ④ 噴気口、火口の新生拡大、移動、噴気噴煙の量、色、温度、あるいは昇華物等の顕著な異常変化
- ⑤ 火山地域での湧水の新生、枯渇、量、味、臭、色、温度の異常等顕著な変化
- ⑥ 火山地域での顕著な地温の上昇、地熱地帯の新生拡大又は、移動及びそれらに伴う草木の立枯れ等
- ⑦ 火山付近の湖沼、河川の水の顕著な異常変化、量、臭、色、温度等の変化、発泡、温度の上昇、軽石、魚類等の浮上等

ウ 地震

頻発地震（数日間にわたり頻繁に感ずるような地震）

1.1 気象注意報・警報等の伝達協力

町、県及び防災関係機関は、気象注意報・警報等の通報伝達にあたっては、当該気象注意報・警報等がすみやかに関係者に到達するよう相互に協力するものとする。

第5節 災害情報収集及び被害報告取扱計画

被害状況及び災害応急対策の情報の調査、収集あるいは被害報告の取扱いは、本計画に定めるところにより実施するものとする。

1 被害報告等取扱責任者

町長は、災害報告等が迅速かつ的確に処理できるよう被害報告取扱責任者を定めておくものとする。

報 告 内 容	取 扱 責 任 者	
	正	副
災害状況報告(災害対策基本法第53条に基づく報告)	生活環境課長	課長補佐
町有財産被害状況報告	総務課長	//
企画課関係被害状況報告	企画課長	//
住宅、非住宅等被害状況報告	税務課長	//
住民課関係被害状況報告	住民課長	//
産業課関係被害状況報告	産業課長	//
建設課関係被害状況報告	建設課長	//
八ツ場ダム関係被害状況報告	ダム対策課長	//
東支所関係被害状況報告	東支所長	//
教育関係被害状況報告	学校教育課長	//
社会教育関係被害状況報告	社会教育課長	//
公民館関係被害状況報告	中央公民館長	//
保健福祉課関係被害状況報告	保健福祉課長	//
上下水道課関係被害状況報告	上下水道課長	//

2 被害等の調査

(1) 被害状況等の調査は、次に掲げる者が関係機関及び団体の協力応援を得て行う。

調査事項	調査機関	協力応援機関・団体
住宅等一般被害	町	地域（区等）
医療防疫衛生水道施設関係被害	町	中之条保健福祉事務所
農業関係被害	町	吾妻農業事務所
林業関係被害	町	吾妻環境森林事務所・吾妻森林組合
商工業関係被害	町	東吾妻町商工会
土木施設被害	町	中之条土木事務所
町有財産被害	町	
教育関係施設被害	町	吾妻教育事務所
警察関係施設被害	警察署	
火災速報	広域消防	
水害速報	水防管理者	中之条土木事務所

- (2) 被害状況等の調査にあっては、関係機関相互に連絡を密にし、脱漏重複調査のないよう充分留意する。
- (3) 被害世帯員数等については、現地調査のほか、住民登録、食糧供給事務関係の諸帳簿と照合する等的確に実施する。

3 市町村における災害情報の連絡

市町村における災害情報の連絡は、次による。

(1) 災害対策基本法及び消防組織法に基づく報告

ア 「災害報告要領」（昭和45年4月10日付け消防第246号消防庁長官通知）及び「火災・災害規模の概括的情報を含め、人的被害、住家被害、応急対策活動状況等の情報を把握できた範囲から直ちに行政事務所を経由して県消防防災課に報告する。

イ その際、「行政事務所に連絡がつかない場合又は緊急を要する場合は消防防災課に直接報告するものとし、いずれにも連絡がつかない場合は消防庁に直接報告する。

なお、行政事務所は、被害の拡大が予想されるときは、職員を被災市町村に派遣し、市町村からの連絡に遗漏がないよう配慮する。

ウ 応援の必要性については、時期を逸することなく連絡する。

エ 具体的な報告方法は次による。

(ア) 災害概況即報

災害を覚知後30分以内に様式1「災害概況即報」により報告する。

(イ) 灾害状況即報

災害概況即報の後、様式2「被害状況即報」及び様式3「被害状況即報続紙」により報告する。

報告の頻度は次による。

①第1報は、被害状況を確認し次第報告。

②第2報以降は、人的被害に変動がある場合は1時間ごとに報告。人的被害が変動せず、その他の被害に変動がある場合は、3時間ごとに報告。

③災害発生から24時間経過後は、被害に変動がある場合に、6時間ごとに報告。

(エ) 記入要領

①被害認定基準は、別表による。

②続紙（様式3、様式5）の「被害の区分」は、様式2「被害状況即報」及び様式4「被害確定報告」の区分欄による。

- ③続紙（様式3、様式5）の「被害発生地区」は、市町村内の行政区域による
④続紙（様式3、様式5）の「数（名称）」は、様式2「被害状況即報」及び様式4
「災害確定報告」の区分欄に従い、次による。

○死者、行方不明、重傷、軽傷-----	人数
○住家被害のうち全壊、半壊、一部破損、床上浸水、床下浸水-----	棟数、世帯数、人数
○非住家被害のうち公共建物、その他-----	名称
○その他のうち田の流失・埋没、冠水、畑の流失・埋没、冠水-----	面積
○その他のうち文教施設、病院、清掃施設-----	名称
○その他のうち道路、橋梁、河川、港湾、砂防、崖くずれ、鉄道不通-----	名称、場所
○その他のうち水道、電話、電気、ガス-----	名称・回線数
○その他のうちブロック塀等-----	箇所数
○火災のうち建物-----	棟数
○火災のうち危険物その他-----	名称

(2) 災害対策基本法及び消防組織法に基づかない連絡

市町村は、各行政分野の災害情報を、それぞれの関係法令等に基づき、県の関係課又は関係地域機関その他関係機関に連絡する。

4 消防機関における災害情報の連絡

消防本部は、把握した災害情報を市町村及び県消防防災課に報告するものとする。

なお、119番通報が殺到したときは、「火災・災害等即報要領」（昭和59年10月15日付け消防第267号消防庁長官通知）の規定に基づきその状況を直ちに県消防防災課に報告するとともに消防庁に直接報告するものとする。報告様式は別記様式1～様式3による。

消防庁（震災等応急室）電話03-5253-7527, FAX 03-5253-7537, 衛星048-500-7527
夜間（宿直室） 電話03-5253-7777, FAX 03-5253-7553, 衛星048-500-7782

5 その他の防災関係機関における災害情報の連絡

その他の防災関係機関は、あらかじめ定めた計画に従い、収集した災害情報を関係市町村、県の関係課・事務所、国の関係事務所等に連絡するものとする。

（関係資料）資料編6-1 部門別被害報告様式（群馬県）

6 被害程度の認定基準

報告するにあたっての被害程度の認定基準は次の基準によるものとする。

(1) 人的被害

次により、区分して掲げるが、重軽傷者の別が把握できない場合は、とりあえず負傷者として報告する。

ア 「死者」とは、当該災害が原因で死亡し、死体を確認したものまたは死体は確認できないが、死亡したことが確実な者。

イ 「行方不明者」とは、当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者。

ウ 「重傷者」とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け、または受ける必要のある者のうち、1ヶ月以上の治療を要する見込みの者。

エ 「軽傷者」とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け、または受ける必要のある者

のうち、1月未満で治療できる見込みの者。

(2) 住家被害

ア 「住家」とは、現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。

イ 「全壊」とは、住家がその住居のための基本的機能を喪失し、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には住家の損壊、もしくは流失した部分の床面積が、その住家の延べ床面積の70%以上に達したもの、または住家の主要構造部の被害額が、その住家の時価の50%以上に達した程度のもの。

ウ 「半壊」とは、住家の損害が著しいが、修理をすれば元通りに使用できるもので、具体的には損壊部分が、その住家の延べ面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要構造部の被害額がその住家の時価の20%以上50%未満のもの。

エ 「一部破損」とは、全壊又は半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のもの。(ただしガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。)

オ 「床上浸水」とは、住家の床より上に浸水したもの又は全壊・半壊には該当しないが、土砂竹木のたい積により一時的に居住することができない。

カ 「床下浸水」とは、床上浸水にいたらない程度に浸水したもの。

(3) 非住家被害

ア 「非住家」とは、住家以外の建物で、この報告中他の被害箇所項目に属さないもの。これら施設に人が居住している時は、当該部分は住家とする。

イ 「公共建物」とは、例えば役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用または公共の用に供する建物。

ウ 「その他」とは、公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物。

エ 非住家被害は、全壊または半壊の被害を受けたもののみとする。

(4) その他

ア 「田の流失、埋没」とは、田の耕土が流失し、または砂利等のたい積のため、耕作が不能になったもの。

イ 「田の冠水」とは、稻の先端が見えなくなる程度に水につかったもの。

ウ 「畑の流失、埋没」及び「畑の冠水」については田の例に準じて取り扱うもの。

エ 「文教施設」とは、小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園における教育の用に供する施設。

オ 「道路」とは、道路法(昭和27年法律第180号)第2条第1項に規定する道路のうち、橋りょうを除いたもの。

カ 「橋りょう」とは、道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋。

キ 「河川」とは、河川法(昭和39年法律第167号)が適用され、もしくは準用される河川もしくはその他の河川、またはこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設もしくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸。

ク 「砂防」とは、砂防法(明治30年法律第29号)第1条に規定する砂防施設、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設または同法第3条の規定によって同法が準用される天然の河岸。

ケ 「清掃施設」とは、ごみ処理及び尿処理施設。

コ 「鉄道不通」とは、汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害。

サ 「電話」とは、災害により通話不能となった電話の回線数。

シ 「電気」とは、災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数。

ス 「水道」とは、上水道、簡易水道又は小水道で断水した戸数のうち最も多く断水した時点における戸数。

セ 「ガス」とは、一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となった戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数。

(5) 「被災世帯」とは、災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害をうけ、通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯。

例えば寄宿舎、下宿その他これに類する施設に宿泊する者で共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、又同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱う。

(6) 「被災者」とは、被災世帯の構成員。

(7) 被害金額

ア 「公立文教施設」とは、公立の文教施設。

イ 「農林水産業施設」とは、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設および共同利用施設等。

ウ 「公共土木施設」とは、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、砂防施設、林地荒廃防止施設及び道路等。

エ 「その他の公共施設」とは、公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用または公共の用に供する施設。

オ 「住家、非住家被害」とは、住家の全壊、半壊、一部破損、床上浸水、床下浸水及び非住家の全壊又は、半壊による被害。ただし、非住家のうち公共建物は除く。

カ 「農産被害」とは、農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害。

キ 「林産被害」とは、農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害。

ク 「畜産被害」とは、農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害。

ケ 「水産被害」とは、農林水産業施設以外の水産被害。

コ 「商工被害」とは、建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具等。

(8) その他

備考欄には、災害発生場所、災害発生年月日、災害の種類及び概況、消防機関の活動状況その他について簡潔に記入する。

7 勤務時間外における措置

勤務時間外に災害情報、被害状況等の連絡があったときは、宿日直者が動員計画に基づき直ちに報告をするものとする。

8 関係機関の協力体制

県、町、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関、ならびに防災上重要な施設の管理者は、被害状況の調査及び報告について、相互に連絡し協力するものとする。

9 被害状況等の報告系統

報告系統図

